

医療費未収金回収業務委託について（お知らせ）

独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院では、一定期間を経過してもお支払いのない診療費等につきまして、下記の弁護士事務所へ委託をしております。

つきましては、病院からの再三の請求に対して、お支払いいただけない方には、委託先の「紀尾井町東法律事務所」から支払についてご連絡いたしますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

委託先	弁護士事務所 紀尾井町東法律事務所
所在地	東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル 3 階

独立行政法人地域医療機能推進機構

可児とうのう病院

平成 28 年 4 月